

追加の意見と質問に対する回答

1 除籍について

① 「蔵書整理計画」とはどのようなものなのか。

(回答)

重複していない図書について、除却の手順を示し、日程や作業内容を分類ごとに示した資料で、除却検討時の素案レベルのもの。

その後の検討や、総合情報センター運営委員会の審議等により、作業手順、日程、作業内容等が見直されているため、実際の除却実施では使用されていない。

② 「全教員の意見」ではなく、人選した教職員だけに一定段階までを一任する方法を進めるなどの手法をとり、かつ、約1万冊を工科大に移管する方法をとれば検討の期間を大幅に短縮できたと考えられるが、作業効率を上げるため、上席者が工夫と指導を施すなどのことはされたのか。

③ 5年の年月をかけたものの、慎重かつ丁寧に作業を進めたとの高い評価は必ずしも受けられないのではないのか。

(回答)

除籍に関しては、作業効率より、専門性という視点から見た教育研究の保証が重要であるとの考えがあった。

このため、「一部の教員に一任する」という考え方は想定しなかった。また、除籍の手続きに関しては、対象リストの作成やその後の全教員による複数回のチェックなど、学内においては慎重かつ丁寧に行ったと考えているが、この評価については、検討委員会の判断にお任せする。

④ このプロセスの中で、除却の対象外となった図書の概数はいくらか。

(回答)

重複していない図書のうち、1類から9類までの図書については、除却プロセスに沿って、司書が選んだものを専門教員が選定して各分類の除却候補リストを作成し、全教員がその除却候補リストを確認して最終的な除却リストを作成し、総合情報センター運営委員会で承認する手続きを行った。

このプロセスにおいて、除却候補リストの総冊数は6,288冊、除却リストの総冊数は6,050冊であり、**238冊が除却の対象外**となった。

なお、0類は除却候補リストを作成しないで、コンピュータに関する古い本(609冊)を選定して除却した。

- ⑤ 約1万冊が工科大に移管可能であるにも拘らず、移管を行わずに焼却した図書は、内容が陳腐化したパソコン関係図書などは別として、他はすべて所蔵に値しない図書だという判断に基づくものか。それとも、所蔵に値するけれども焼却をされたのか。第1回検証委員会 参考資料⑧-2及び⑧-3には、「高知県ゆかりの図書」と考えるべきと思われるものに「一般資料」という判断が下されており、付記されたコメントには、内容を吟味していないと思われるものや、「ゆかり(縁)」という意味合いを見直していただきたいものがある。
- ⑥ 除籍図書の選定は、第1回検証委員会 参考資料⑧-2及び⑧-3にあるコメントとして付記されたような判断基準に基づいて行われたのか。また、この「一般資料」などの内容は、焼却の前後いずれの時期にされたのか。
- また、どのような方法で判定をされたのか。判断に自信が持てない図書についてはどのように扱われたのか。

(回答)

書籍の価値は多様な視点から考えることが可能であるが、各図書館の役割、設置目的によっても異なり得るものであり、今回の場合、大学図書館運営上必要な蔵書整理において蔵書から除籍してもよいかという視点で、全教員が、複数回チェックを行い、判断したものである。

参考資料のコメントは、報道後、新聞に掲載された図書に対して記述したもので、除籍の判断基準とは関係ない。判断基準は第1回検証委員会資料3-4で説明したとおり。郷土資料分類の図書は対象外としている。

このコメントでの「一般的な資料」とは、090分類の図書のみが「郷土資料」という認識によることに対して使用したものであり、本学の図書館の判断では、郷土資料に当たらないという意味で「一般的な資料」と記述した。

なお、例示された『大隈侯八十五年史』、『石川啄木と「大逆事件」』は、高知県立図書館でも、郷土資料となっていない。

また、『石川啄木と「大逆事件」』の除籍基準についてお尋ねがあったが、この図書は重複図書として複数所蔵していたため、対象としたもの。

- ⑦ 除却候補リストには、判断に資するため寄贈者名も付記したほうがよかったのではないか。

(回答)

ご指摘のことは、今後、除籍手続きを検討していくにあたって、参考にさせていただきます。

- ⑧ 寄贈を願い出て入手できたものは含まれていなかったか。

(回答)

本学図書館から寄贈を依頼して入手した事例はほとんどない。

なお、近年寄贈で受け入れた資料は今回の除却リストには含まれていない。

2 除籍後の活用について

(1) 工科大への移管

- ⑨ 工科大に移管を行ってれば、除籍本を選定した5年の検討期間は大幅に短縮され、少なくとも約1万冊に上る図書の除籍、焼却が回避できただけでなく、同工科大学の学生の教養をより高め得る機会を創出していたのではないか。
- ⑩ 統合前であっても、蔵書収納スペースの問題に気付いた早い段階で、学長から工科大学長に相談を持ち掛けるなどの弾力的な発想はできなかったのか。収納スペースの問題を学長に伝えたのはいつか。助言などはあったのか。

(回答)

工科大に対して、除籍することの報告は行ったが、移管等の依頼は行っていない。法人統合とは言え、それぞれ独立した大学であり、県立大で保存の必要がないとして除籍した図書を引き取ってもらうことに対しての遠慮があり、弾力的な発想ができなかった。

なお、学長への報告については、平成28年2月に新図書館の収蔵可能冊数などを示し、資料の共有等を図っているが、状況報告に留まっていた。

- ⑪ 工科大は同一の大学法人の下に設置されており、工科大が身内であるという意識や、法人の財務諸表の貸借対照表に「図書」として合算された形で計上されていることなどの認識を、提案を否決した側は持っていたのか。

(回答)

県立大の図書の除却であり、県立大の資産から除くという認識はあっても、工科大も合算した資産計上になっているなどの意識はなかった。

なお、工科大移管の提案はあったものの、具体的な議論は行われていないため、議論が行われていれば事情が変わった可能性があるとはいえ、否決した側という立場の者は存在しない。

(2) 学外活用の提案

- ⑫ 処分フェアや学生への売却の提案に対して「費用対効果」などを挙げての反論には浅からぬ問題があると思われるが、問題点を本学は具体的にどのように捉えられるか。

(回答)

費用対効果の問題というより、当時の状況では、現実的な予算上の問題やマンパワー、保管スペース等の制約があり、売却などの再活用には踏み込めなかった。

(3) 委員会における審議

- ⑬ 工科大への移管の提案が、どのように扱われ、審議されたか。また、不採択となった経緯や理由を議事録に追録しておくことが望ましくないか。
- ⑭ 「永国寺図書館の整理に関する基本的な考え方」の提案が、どのように扱われ、審議されたか。また、結果的に教職員を対象とする譲渡を除き不採択となった経緯や理由を議事録に追録しておくことが望ましくないか。

(回答)

再活用について、工科大への移管や学外への譲渡、売却などの提案が行われているが、提案採択の可否など意思決定は明確に行われていない。

また、運営委員会として継続審議も行われておらず、結果として、それらの提案は、教員への譲渡を除き採択されていない。

会議のマネジメントや運営のあり方、意思決定に問題があり、改革が必要であると考えている。

(4) 委員会の運営

- ⑮ 会議の運営の課題として、「継続的な審議事項が議論されなかったことに対しては、委員会として取り組みが不十分であった。」と記されているが、なぜそのようになってしまったか。懈怠によるものか、意図によるものなのか。

(回答)

委員会としては、当時、除籍する本をどのように決定するかに意識が集中し、再活用・処分などを検討していく余裕がなかったということであり、懈怠や特別な意図により議論が行われなかったということではない。

会議のマネジメントのあり方や意思決定に問題があり、改革が必要であると考えている。

3 焼却処分について

- ⑯ 清掃工場に焼却の予約をされた時期は、焼却を回避する提案がなされ、その提案の検討が未着手の時期に重なることはなかったのか。

(回答)

最終手続きが焼却処分となっているプロセスのフロー図が運営委員会で決定されており、焼却の実施はその手続きに基づき行っている。平成26年12月の1回目の焼却以降では、平成27年11月の運営委員会で工科大への移管の提案があったが、意思決定や、その後の継続審議も行われておらず、焼却処分となるプロセスの見直しは行われていない。

- ⑰ 高知女子大学の内規第5条を焼却の拠り所とすることには論理上、解釈上の無理がある。
- 第1項の「プライバシー」で、配慮すべきものは、例えば寄贈本で、特に非売品であって、著者の住所や電話番号が記されている場合など、寄贈先から外部に譲渡されることへの配慮などのための条項と解すべきではないか。
各図書に大学名が記されているという理由で同条に明示された「移管」と「希望者への譲渡」の道が閉ざされるとすればこの細則に内部矛盾が存在することになる。そうだとすれば、そのような内規を「準用する」ことを決定した判断は適切でなかったことになってしまう。規定された趣旨や論理性からして、焼却の拠り所になると考えるのは妥当ではない。
 - 第2項の「図書館長が特に指示するもの」で、焼却の処理を専断できるものは極めて例外的で、限定的であると捉えるのが妥当である。

(回答)

除却検討開始時の平成24年1月時点では、内規しかなかったため準用としたが、平成24年4月以降は、図書管理規程(27年11月以降は図書管理細則)が制定されており、当然、内規に基づいてではなく、新たな規程(細則)に基づいて処理を行っている。ただし、規程(細則)にある「廃棄」の方法として、過去の例に倣い、内規に基づき行っていた焼却という方法を選択したものである。

4 資産管理について

- ⑱ 財務部署から有償譲渡を疑問視する意見が述べられたようだが、ある資産が別の資産に変わったり、循環をするのは日常的に発生することではないか。「譲渡」や「売却」を掲げた内規や細則に問題はないと思われる。なぜ、財務部署に反論をしなかったのか。一般とは異なる会計処理上の制約があるのか。

(回答)

平成23年4月の法人化前は、県直営の大学であり、以前から図書に限らず大学や県の資産を勝手に売却してはいけないという認識が共有されていた。

ご指摘のように、処分の方法としては細則上も「贈与」や「売却」があり、また会計処理上も問題はないが、当時は上記の誤った認識が当然のものとして受け入れられていた。

5 規程について

(1) 規程の内容

⑱ 受入・登録から除籍までは「図書」として総合情報センターの管理下にあるが高知県公立大学法人の資産として、法人の財務諸表に計上されている。

除籍後は残高から当該価額が控除されるが、引き続き高知県公立大学法人に属する書物であることには変わらない。総合情報センター規程のセンターの目的（第2条）、同運営委員会細則の所掌事項（第2条）（第1回参考資料⑩-1及び2）のいずれの列記項目にも「除籍」、「除却」とも含まれていないのは、あながち、単なる「文字落ち」と考えてよいとは限らない。

実際に、除籍に必要な手続きの中に「理事長の決裁」を求めている大学もある。規程に「除却」の文字が存在したかのごとき前提、あるいは、思い込みのようなもので、「学内の規則にのっとって処理を行った」という、除却図書決定の部分に関するご判断であれば、別途にその権限が付与されていない限り、少し異なっていることにならないか。

(回答)

除籍に必要な手続き（除籍、除却、処分、権限など）については、ご指摘の事項等を踏まえ、今後、規程、細則等の見直しを行う際の参考とさせていただきます。

⑳ 今回の焼却処分にあたり、①除却方法の検討、②除籍の決定、③焼却の実行のそれぞれについて、具体的に、どの部署で、どの規則・条項を適用され、「学内の規則に則っていた」との見解を示しているのか。

(回答)

「① 除却方法の検討」については、総合情報センター運営委員会が運営委員会細則第2条に基づき行った。細則第2条に「除却」「除籍」の文字がないとのご指摘はそのとおりであるが、除却は、総合情報センターの運営に関することであり、運営委員会の所掌事項になる。

「② 除籍の決定」については、総合情報センター長が（図書管理責任者）が図書管理細則第16条第2項に基づき行った

「③ 焼却の実行」については、会計規程及び固定資産等管理規程に基づく固定資産の処分（固定資産台帳の登録（処分）及び除却の会計処理（当該固定資産の帳簿価額を資産勘定から控除））を行い、かつ図書管理細則第16条第2項に基づく図書情報システム上の処分が終了すれば、廃棄となる。

なお、地方独立行政法人会計基準では、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、使用期間中における減価償却は行わず、図書を除却する際に費用と認識することとされており、この時点で、資産上処分され、会計上価額控除される。

廃棄の方法については、大学では通常のごみとして出す、回収業者に引き取ってもらう、焼却場に持ち込むなど行っているが、教員名があったため、焼却場に持ち込んでいく。（廃棄方法を定める規程等は存在しない。）

- ⑲ 同細則第16条第1項の「除却図書をすみやかに処分する」の付加は、どの大学を参考にして行われたのか。
(注) 問題視しているのは、「すみやかに処理」ではなく「すみやかに処分」が付加されている点である。
- ⑳ この文言を付加した意図には特別なものがあるのか。

(回答)

当細則(平成24年制定時は規程)は、当時、いくつかの公立大学の規程等を参考に制定したもの。(基本は、愛媛県立医療技術大学(H22 施行)の規程を参考に行っていると思われる。)

ご指摘の事項等を踏まえ、今後、規程、細則等の見直しを行う際の参考とさせていただきます。

- ㉑ 当該細則の制・改定時に、「除却図書の処分」として挙げられている「廃棄、贈与又は売却」(第16条第2項)の列記順序に異見はなかったのか。(見直してほしい点の一つである。)

(回答)

他大学の規程等を参考にしており、特に列記順序に対する議論はなかった。

(2) 規程の制定・改定手続き

- ㉒ 法人の資産である図書の「廃棄」を含む処分権を総合情報センター長(図書管理責任者)に付与する図書管理細則(当初は「規程」)を当審議会で決定できるのか。(その権能が別の規程で付与されておれば問題はない。)

(回答)

平成24年4月施行の規程の制定は、理事会で決定している。

- ㉓ 細則内での不備の多さとしては、かなりのレアケースであろうと思われる。当該細則の制定・改定を見る限りにおいては、教育研究審議会の体質や責任者の真剣さに関わる問題なのではなからうか。

(回答)

細則(規程)等は、他大学等を参考にしており、処分の方法などをより具体的に規定しておけばよかったということはあったかもしれないが、そうしたことで、教育研究審議会の体質や責任者の真剣さに問題があったとは考えていない。

本学では、法人化以降、ガバナンス強化など様々な大学改革に取り組んでいるが、今回問題となった会議の進め方や意志決定のあり方など、今後も引き続き、大学全体として見直し・改善を進めていくこととしている。

6 責任について

⑳ 学内の諸提案に適切に対応することなく、工科大学への移管を行わず、かつ、5年間かけて全教員の意見を聞きながら除籍本を選ばれた後に、大量の図書焼却処分を行ったなどの結果、このような事態を招いてしまったこと責任などについては、今後、問題点の所在を整理する中で、検証委員会での一定の議論と検証結果報告書への言及が必要だと思われる。

(回答)

検証委員会での議論と報告書への言及は、検証委員会での判断にお任せするが、責任については、検証委員会の報告を受けて判断することになる。